

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江別市立北光小学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、北光小学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織「いじめ対策委員会」で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します

### 北光小学校 いじめ防止基本方針 (概要)

全文は学校HPを  
ご覧ください。

教育活動全般を通じた取組を推進していきます。

- ① 「いじめは絶対にいけない」という意識を行動につなげるよう、すべての教育活動を通じて「相手の話を丁寧に聴く」、「相手を傷つけない言葉を使う」など、道徳心や望ましい行動様式を身につけさせていきます。
- ② 同時に、様々な体験活動を通し、対人関係トラブルなどのストレスの解消、精神的に落ち込んだ時も、自分の心と折り合いをつけて前を向こうとする、**レジリエント(弾力性や柔軟性、回復力のある)な心の持ち方**などの自己防衛の方策も身につけさせていきます。

「思いやりの感じられる言葉づかいや行動ができる子」に！

### 北光小学校 いじめ対策委員会

#### 役割と活動

**構成員** ～ 校長・教頭・生徒指導係・養護教諭

(必要に応じ、担任・心の教室相談員等の関係機関と連携)

**役割** ～ ①事実確認・情報収集 ②認知案件への対応 ③関係機関との連携  
傾聴の姿勢・迅速な対応と連携 被害児童の安全確保と支援  
具体的事実や行為に対する指導と援助

**活動** ～ ①被害児童・保護者への対応 ②加害児童・保護者への対応  
③観衆・傍観者となった児童への対応 ④積極的な情報公開

### 本校の いじめ防止 プログラムの活動

- 4月 「北光小学校いじめ防止基本方針」の共通理解  
保護者・学校運営委員会における周知 児童への説明(学級活動)
- 5月 第1回「いじめアンケート」の実施・面談  
前期教育相談
- 7月 児童会書記局「いじめゼロ」集会の取組
- 10月 後期教育相談  
各学級「いじめゼロ」への取組
- 11月 第2回「いじめアンケート」の実施・面談
- 2月 いじめ防止プログラムの見直し
- 随時 ・情報交流 ・いじめ防止委員会の開催
- 通年 「思いやりの感じられる言葉づかいや行動ができる子」  
(めざす子ども像)に対する自己評価・振り返り

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先 011-383-1031 (学校代表電話)

〔参考〕北光小学校HP『いじめ防止基本方針』

<https://www2.ebetsu-city.ed.jp/hokko-ss/>



### 江別市教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
江別市教育委員会教育支援課	011-382-4044	祝日・年末年始を除く平日9～17時
心のダイレクトメール	江別市ホームページ専用フォームから <a href="https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/2915.html">https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/2915.html</a>	